

(写)

静医発第 1517 号

平成 28 年 1 月 28 日

郡市医師会長 様

一般社団法人 静岡県医師会
会長 篠原 彰

静岡県版在宅医療連携ネットワークシステムの全県域運用の開始について

平素より、本会事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本会が、平成 23 年度より静岡県地域医療再生計画の一環として取り組んで参りました「静岡県在宅医療推進センター事業」では、これまで、会内に「静岡県在宅医療体制整備推進協議会」を設置して、県下の在宅医療に関わる多職種連携体制の拡充、人材育成、県民への啓蒙等、様々な事業に取り組んで参りました。

これら事業の中でも、多職種連携体制の拡充のためのツールとして開発、平成 24 年度より運用を開始した「静岡県版在宅医療連携ネットワークシステム」につきましては、在宅療養中の患者の情報を、主治医を中心に、関係する多職種が ICT を活用して共有する仕組みとして、現在、13 郡市医師会（賀茂・田方・沼津・富士市・静岡市静岡・焼津市・志太・榛原・小笠・磐周・磐田市・浜松市・浜松市浜北各医師会）の各地区にて、それぞれ運用いただいているところです。

本システムについては、本年度より介護保険法の地域支援事業に位置づけられ、平成 29 年度末までに、全ての市町が取り組まなければならない「在宅医療・介護連携推進事業」のうち「医療・介護関係者の情報共有の支援」に大変有効なツールであり、今後は、現在、運用をなされていない地区においても活用が期待されるものであります。

また、本システムにつきましては、静岡県の補助事業であることから、全県域での運用が求められており、在宅療養中の患者を取り巻く、県下の全ての主治医と多職種が、地区に関係なく利用可能となるような体制づくりが課題となっております。

今般、会内に設置した県版在宅医療連携ネットワークシステム運用検討部会から、システムの全県域運用開始について提案を受け、静岡県在宅医療体制整備推進協議会において協議した結果、本年 2 月 1 日より、システムの全県域運用を開始することといたしましたのでご報告いたします。

つきましては、本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員にご周知いただき、本システムの利用を希望する会員もしくは会員医療機関に所属する医師・看護師等がおられましたら、別添「登録申込書（施設・ユーザ・使用機器）」に必要事項をご記入いただき、貴会経由にて、本会在宅医療推進センター事務局宛てお申し込みくださいますよう宜しくお願いいたします。

なお、会員医療機関以外の施設に所属する多職種の関係者については、主治医が連携を認めた場合に限り、原則として、所属する団体（県歯科医師会、県薬剤師会、県訪問看護ステーション協議会、県介護支援専門員協会等）を通じてお申し込みを受け付けますので、併せて、貴会会員にご周知くださいますようお願いいたします。

追って、今般のシステムの全県域運用開始に合わせて、システム運用の一部を、下記のとおり改変いたしますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

記

■ 全県域運用開始に合わせて実施するシステム改変の内容等

	改変項目	具体的な内容
1	対象患者	居宅にて療養中の患者に限らず、がん緩和医療にて外来通院中の患者ほか、主治医が多職種連携を必要と認める患者まで拡大
2	データ保存期間	現行、郡市医師会単位で設けているデータ保存期間について、全県域統一の保存期間2年に変更
3	WEB メール機能	郡市医師会ごとに全ユーザーに情報配信する情報交流ツールの運用を停止、新たに、登録施設・ユーザー等を自由に指定してメールを送信することが可能なWEB メール機能を追加

以上について、ご不明な点等がありましたら、事務局までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】 静岡県在宅医療推進センター事務局（県医師会事務局業務第2課内）
担当：河合・滝浪・高田
TEL 054-246-6151（代表）、054-246-8060 FAX 054-245-1396
E-mail zaitaku-c@jim.shizuoka.med.or.jp

《参考資料》

- ・「静岡県在宅医療推進センター事業 静岡県版在宅医療連携ネットワークシステム」